

平成 25 年 11 月 25 日  
一般社団法人日本印刷産業連合会

### 「一体的設定の是非」等に係る見解

当連合会としては、多様なステークホルダーによる開かれた議論がなされた「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会（以下、本小委員会）」およびその「中間まとめ」を高く評価する。

実際に著作権の制度改正に向けた動きを進めるにあたっては、この開かれた議論の結果である「中間まとめ」が尊重され、その内容から逸脱することのないことを強く希望するところである。

ここでは、中間まとめにおいて両論併記とされている、紙媒体での出版と電子出版に係る著作権を一体化すべきか、別々にすべきかという点を中心に、当連合会の見解を述べる。

#### 1. 結論

現行の著作権を制度改正するにあたり、主目的たる海賊版対策への実効性という観点からすると、現行の著作権を電子出版にも及ぶように拡張する、いわゆる一体型によることが望ましい。

#### 2. 理由

- ①一体型の著作権によれば、「著作権者」は、紙と電子という媒体の如何を問わず、侵害行為の差止め権限を有することが「原則」となり、海賊版の形態を問わず権利行使が可能となる。
- ②一般ユーザーやステークホルダーにとってシンプルかつわかり易い制度設計と言える。

#### 3. 補足

- ①「一体的設定の是非」の議論と「著作権の主体」は別物の議論であり、一体型であっても、著作者との特約により電子出版のみを対象とすることも可能と考える。この場合、電子出版のみを行う者が著作権者となり得ることも想定され、必ずしも権利として一体であることをもって、その主体になり得る者が紙媒体での出版と電子出版の双方を行う者に限られることにはならないと考える。
- ②一体化に対する、「著作者の十分な認識のないまま一方的に電子出版が含まれてしまう」という懸念については、著作権法第 61 条第 2 項に基づき翻訳権、翻案権および二次的著作物の利用に関する原著者の権利を譲渡する場合の取扱いを参考に、設定行為において、その目的とする権利の明記を要件とする制度設計が対策の 1 つとして考えられる。

なお、一体的設定の是非の議論に関係なく、紙の出版物（特に雑誌）をデッドコピーしたデジタルの海賊版に対する何らかの法的担保を求める動きもある。その対策として導き出された手段が「電子出版に対応した著作権の整備」であり、当連合会は、これに沿った制度改正により対応可能と考える。

一方で、より実効性があり、かつステークホルダーの理解を得られる制度設計が可能であれば、そうした更なる対策を否定するものではないが、少なくとも本小委員会で各委員から専ら反対意見のみで賛成意見がなかった『「特定の版面」を対象を限定した権利』は不要であるとの判断が覆えられないことを強く希望する。

以上